

第 2 回検討会における検討委員の指摘事項と対応

1. 協議事項

1) 未利用源泉への対応

	指摘事項	対応
1	ガイドラインへの記載としては、未利用源泉の実態を把握する努力、未利用放流源泉の廃止指導というようなことも望ましいのではないかな。	未利用源泉の取扱いについて、ご指摘いただいた点を踏まえて整理検討をします。
2	未利用源泉については、温泉資源の無駄使い、既得権として存在してしまうこと、水質によっては河川水や表流水への影響を放置してしまうこと、また有毒ガスや有害ガスの問題等が挙げられる。ガイドラインへは事例を盛り込む形が有効ではないかな。	

2) モニタリングについて

	指摘事項	対応
3	長期的な調査をしていないとわからないことがある。影響調査は短期的なものが多いが、長期的な調査としては化学成分や濃度、温度といった項目が考えられる。温泉法の 10 年に一度の再分析は有効であり、ガイドラインにもそういう意義があることを記載していたらよいと思う。	温泉の特性上、短期間のモニタリングでは把握しえない事例があるため、 ・実態の把握には長期のモニタリングが重要である ・モニタリングデータは記録を整理し、グラフ化する等の解析が重要である といった趣旨の内容の追記を検討します。
4	長期的なデータをとり、整理してみせる体制をどのようにつくるかというところがあるので、そのあたりをガイドラインに盛り込めたらいいのではないかな。	
5	モニタリングについては、温泉所有者への理解が必要であるので、啓蒙活動の重要性も盛り込むべきと考える。	実施事例を紹介し、モニタリング実施の参考となる記載が可能かについて検討します。 また、源泉所有者自身が行えるモニタリングについては、長期に行われることで貴重な情報が得られることの理解、源泉所有者自身が温泉資源の保護、源泉管理等のためにモニタリングが必要であることについて、更なる記載を検討します。
6	資源動向を探るには長期的なモニタリングが考えられる。頻度はやれるところからはじめ、源泉所有者自らが正しく長期にわたって実施すれば貴重な情報となるということの啓発が必要であると思う。モニタリングを身近なものと思ってもらうことの普及が必要ではないかな。	
7	モニタリングの必要性は、地域全体としての温泉資源の保護の観点からもだが、温泉所有者自身が利用している資源の保護が重要であることを普及できるようガイドラインに盛り込んでいくといいのではないかなと思う。	

	指摘事項	対応
8	化学成分、成分濃度のモニタリングの重要性の指摘があったが、実施機関にはどのような機関があるのか。どのような機関ができるのかという情報の記載も必要ではないか。	化学成分、成分濃度のモニタリングについての実施機関は登録分析機関があげられること、成分濃度の変動については電気伝導率計で簡易的なモニタリングも可能であること等の情報記載を検討します。
9	温泉事業者の中には、源泉の構造上、物理的にモニタリングができない場合や金銭的に難しいところもあるので、許可に関連付けるという場合には、施設規模のようなある程度の基準があればしやすいのではないかと思う。	ご指摘いただいた点を踏まえて整理検討をします。

3) 条件付き許可について

	指摘事項	対応
10	揚湯量を許可条件とするというのは、根本には温泉資源の保護があると思う。大量に採取すると、結局、温泉系が衰退して自分にはね返ってくる。このようなことの啓蒙できるような内容をガイドラインに書き込めないものかとも思う。	許可揚湯量（許可量）等の条件の根本には、温泉資源の保護があるということが理解されるような記載について検討します。 また、水位が低下して、結果、揚湯可能量が減ってくるというようなことになればその原因究明と必要に応じて揚湯量の見直しが必要となること、そのための日常の水位モニタリングの重要性についても記載を検討します。
11	許可条件で量の削減が一般的に行われているが、一回認められた量が未来永劫汲めるというような捉え方がされている。しかし、水位が低下し、量が減っていくというようなことになれば、許可条件の見直しみたいなものが必要ではないかと思っている。ここで基本となるのが水位のデータであるが、モニタリングされている事例が少ない。	

4) 公益侵害の類型について

	指摘事項	対応
12	特になし	現状、新たな公益侵害情報は得られていないのでそのままとします。

5) その他について

	指摘事項	対応
13	採取量規制は個々の井戸については、その井戸の大きさも関わってくると考えている。特に温泉水系があるとなれば、どのくらい採取ができるのかというような目安、賦存量を見積もって判断するというような考え方を理念としてガイドラインに書き込まれればと思う。	地域での採取量規制の有効性について、賦存量を見積もることの考え方が必要であることの記載や規制の設定には賦存量調査の実施、資源動向の把握等の実施が望ましいというような記載内容について検討します。
14	水収支や熱収支についても同様に、温泉水というのは降水起源がほとんどだということで、その降水起源の一部が温泉水に変わっているという考え方は一般的に認められていると思う。そのような考え方で具体的にいろいろな地域での賦存量を評価するというのが望ましいというような内容が盛り込まれればと思う。	
15	温泉資源の保護という観点から地域の賦存量を目安として見積もることが必要だというような記載の仕方、考え方を打ち出していく必要があるのだろうと思う。	
16	許可条件設定については、事例を含めて示してもらえればと思う。	総量規制の事例についての情報収集、記載方法を検討します。